

## 父母と教職員の会 会費及び活動協力費に関わる規約

### 第一章 総 則

第一条 本規約は、本会の活動に必要な経費に充てる会費及び活動協力費について定める。  
これらの経費は、本会の会員または非会員に関わらず、主として全ての在校生を対象とした活動に充てるものとする。

第二条 在校生の各家庭及び教職員は、会費または活動協力費を納入する。  
本会会員は会費を、本会非会員は活動協力費を、それぞれ年度毎に本会会計へ納入する。

### 第二章 運 用

第三条 会費及び活動協力費は、本会の予算に基づき、次の各項に掲げる費用に充てる。

- (1) 運営費
- (2) 活動費
  - ア 標準服リサイクル費
  - イ 市P連参加費
  - ウ 事業費
  - エ 渉外費
  - オ 慶弔費
  - カ 行事等支援費
  - キ 二十祭まちだパネル制作費
- (3) 卒業支度金
- (4) 二十祭まちだ積立金
- (5) 周年行事積立金
- (6) 高額備品積立金
- (7) パソコン購入積立金

### 第三章 会 費 及 び 活 動 協 力 費 の 管 理

第四条 1. 会費及び活動協力費の収支決算報告と予算案の作成は、本会会計が行うものとする。  
2. 会費及び活動協力費の1家庭あたりの年額は、当該年度の予算に定める金額とする。

第五条 収支決算報告及び予算案、並びに本規約の改正等に関する議事は、本会定期総会または臨時総会（以下「総会」という）において審議する。

1. 本会運営本部役員は、本規約の改正等に関する議事についての資料を、総会開催の前に本校在校生の各家庭及び教職員に対して配布するものとする。
2. 本会非会員は、前項に基づき示された本規約の改正等に関する議事に対して疑義等がある場合、総会に出席し意見を申し述べるとともに、その採決に参加することができる。  
なお、総会に参加しない非会員は、総会における本規約の改正等に関する議事に同意したものとみなす。
3. 本会非会員が総会への参加を希望する場合は、本会代表に事前に申し出るものとする。  
当該申し出は、総会通知に記載の出席票等をもってこれを行うことができる。

第六条 以上に定める他、会費及び活動協力費の運用等にかかる取り扱いは、原則として本会会則に則るものとし、疑義等が生じた場合は、必要に応じて、その都度、総会で審議し改善するものとする。

#### 「 附 則 」

本規約は、	令和 5年	5月	12日	より発効するものとする。
本規約は、	令和 6年	5月	10日	一部改正をもってこれを施行する。
	令和 7年	5月	9日	一部改正
	令和 8年	3月	2日	一部改正 ※本改正に伴い、関連条文について条文構成の整理及び表記の統一を行った
		5月	8日	一部改正

## 運 営 の 手 引 き

(各条項番号は本規約に基づくものである)

第二条 (1) 年度途中の転入者からの会費及び活動協力費の徴収については、次のとおり対応する。

- ・ 1 学期途中の転入……全額を徴収する。
- ・ 2 学期より転入 ……半額を徴収する。
- ・ 3 学期より転入 ……徴収しない。

(2) 会費及び活動協力費の未納者に対する取り扱いは以下のとおりとする。

- ・ 1～2 学期においては、適切な時期において対象者に対して督促通知を発送する。
- ・ 3 学期以降は、予算に対して 90%以上の徴収率を目指し、督促、回収に努めるものとする。
- ・ 2 学期までに 90%以上の徴収率を達成している場合は、3 学期における督促は行わない。

※この「運営の手引き」は、規約の各条項の補足的な説明であり、この改正は、運営本部役員で行う。

令和 8 年 3 月 2 日 一部改正 ※表記の統一のみ